平成２７年（フ）第９５号
香川県丸亀市土器町東４丁目864番地キャッスル青山Ｃ棟215号
債務者　土井麻木子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１４３号
福岡県小郡市小郡501番地11　西島アパート102号
債務者　岡部　敬二
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目25番40号
債務者　小原　真妃
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１番19号（藤崎ビル205号）
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市堀江町19番14号（ハイデンスいづろ601号）
債務者　上加世田貴徳
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市城西３丁目３番５号（クレアシオンＡ―101号）
債務者　久保山克弥
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目13番19号（福迫マンション102号）
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市東千石町17番９号（松清ビル４Ｆ）
債務者　吉田多輝子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目14番14号（宇宿エクセルハイツ101号）
債務者　山本　義久
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市下甑町長浜929番地１
債務者　山本三奈夫（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市中郷１丁目30番18号
債務者　篠原代志子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
鹿児島県薩摩川内市水引町7476番地
債務者　**滦**川　洋子（旧姓下麥）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
鹿児島県薩摩川内市若松町６番９号　１号
債務者　安田　恭子（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
青森県八戸市大字湊町字柳町１番地４
債務者　岡田　　昭
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
秋田市外旭川八幡田１丁目10番８－２号
債務者　中尾　守子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５号
秋田市太平八田字細田202番地６
債務者　髙橋　純子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
秋田県能代市富町７番11号
債務者　小野　國男
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
秋田地方裁判所能代支部